

(事前のご質問・ご意見への回答)

No.	質問・意見など	回答事項など
01	<p>1. 改正の趣旨について</p> <p>全世代対応型の社会保障制度を構築とあるが、具体的にどのように変えていこうとしているのか、わかりやすく説明願いたい。</p>	<p>これまでの社会保障制度は、現役世代の負担が大きく、給付が少ないという構造でありましたが、少子高齢化が進み、現役世代の負担がさらに上昇することが懸念されることから、これからは全ての世代が公平に支え合う制度に変えていくことが求められております。</p> <p>具体的には、高齢者においては、後期高齢者医療の被保険者のうち、一定所得以上の方については窓口負担を2割へ引き上げし、現役世代においては、任意継続被保険者制度の見直し、また子ども・子育て支援の拡充の観点から、育児休業中の保険料免除要件の見直しや、国民健康保険料の未就学児均等割額の減額措置を導入するなど、世代間の給付と負担のバランスを調整する取り組みを実施していくことで、すべての世代の方々が安心できる全世代型の社会保障制度に変えていこうというものです。</p>
02	<p>2. 改正の内容</p> <p>未就学児の1人あたり5割、さらに②法定軽減ありの世帯はさらに5割軽減という理解でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
03	<p>3. 改正の影響</p> <p>市の負担約112万円(歳入不足)はどのように解消されようと考えているか。</p>	<p>市の負担割合1/4(約112万円)については、保険基盤安定制度により一般会計から国保特別会計へ繰入することとなりますが、繰入分については、法定軽減制度と同様、地方交付税措置により充当される見込みです。</p>
04	<p>令和4年度の軽減対象所得表を添付していただきたい。</p>	<p>現在、軽減対象所得表は作成しておりません。なお、令和4年度(4月以降)に提供させていただく予定で準備を進めております。</p>